

賃貸借契約書（案）

物 件 乾式臨床化学分析装置一式（別紙１のとおり）

契 約 金 額 総額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）

月額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）

借 入 期 間 令和９年１月１日から令和１３年１２月３１日まで

納入場所及び 公立大学法人福島県立医科大学の指示による

引渡方法

契約保証金

上記の業務について、公立大学法人福島県立医科大学を甲とし、[契約相手方]を乙として、下記の物件の賃貸借（リース）を行うことについて、次の条項に定めるところに基づいて契約を締結する。

（賃貸借物件）

第１条 乙は、頭書の物件を購入し、頭書の契約金額をもって借入期間中に甲に物件をリースするものとする。

（検査及び引渡し）

第２条 乙は、甲の指示により、遅延なく指定の場所で物件を引渡さなければならない。なお、物件の搬入・設置に係る費用の一切は乙の負担とする。

２ 甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって物件を保管する。

３ 甲は、搬入された物件について検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受書を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に引渡されたものとする。

（物件の瑕疵等）

第３条 第２条の検査により物件の瑕疵が発見された場合、および物件の引渡し後に隠れた瑕疵が発見された場合、甲はただちに乙にその旨通知するものとする。

２ 乙は、前項の通知を受けた場合、ただちに乙の負担において、瑕疵の程度に応じ、当該物件の修理を行うか、当該物件の瑕疵のない新たな物件と交換するとともに、甲に対し事情を報告しなければならない。当該修理又は取替え後の物件にかかる設置及び検査については、第２条の規定を準用する。

(有償延期及び遅延利息)

- 第4条 乙の責めに帰すべき事由により、借入開始日に物件を使用開始できる見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に借入開始日の延長を申し出なければならない。
- 2 前項の場合において、借入開始日経過後相当の期日内に物件を使用開始できる見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として借入開始日を延長することができる。
- 3 甲は、前項の規定により借入開始日を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該借入開始日の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ未済相当額に年3.0%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)とする。
- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

- 第5条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は、甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、借入開始日の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第15条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。また、物件の選択または決定に際し甲に錯誤があった場合においても同様とする。

(契約代金の支払)

- 第6条 甲は、乙に対し物件の賃貸借の対価として、毎月、月額〇〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円)を支払う。
- 2 乙は、当該月分の賃貸借料を翌月の5日までに甲に請求するものとする。
- 3 甲は、審査のうえ請求書を受理したときは、月末締め翌月末日に、乙の指定する銀行口座に賃貸借料を支払うものとする。
- 4 甲は、本契約に基づく賃貸借料等債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年3.0%の割合で計算した金額(当該額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときはその端数金額又はその金額を切捨てる。)を乙に支払うものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

- 第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(物件の使用・保存等)

- 第8条 甲は、法令等を遵守し、善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って物件を使用する。

- 2 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つよう保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず修繕し修復するか、物件と同等な状態もしくは性質の同種物件と取替えをし、その一切の費用を負担する。この場合、乙は何らの責任も負わないものとする。
- 3 甲は、物件の設置、保管および使用にあたり、甲の責めに帰すべき事由により第三者または甲および甲の使用人に損害を与えたときは、その原因のいかんを問わず、甲の責任と負担で解決するものとする。

(物件の所有権侵害の禁止等)

第9条 甲は、借入期間中に物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れる等乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。

- 2 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしない。
 - (1) 物件を他の不動産または動産に付着させること。
 - (2) 物件の改造、加工、模様替え等によりその原状を変更すること。
 - (3) 物件を第三者に転貸すること及び物件の占有を移転し、または本契約書記載の保管場所から物件を移動すること。
 - (4) この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- 3 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知する。
- 4 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識を物件に貼付できるものとし、また、甲は、乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付するものとする。

(物件の滅失・毀損)

第10条 物件の引渡しからその満了までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲は、乙に対して書面でその旨を通知するとともに、残賃貸借料を支払い、支払いがなされたときに本契約は終了する。

(物件の保険)

第11条 乙は、契約期間中、物件に動産総合保険を付保する。

- 2 物件に係る保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取りに必要な一切の書類を遅延なく乙に提出するものとする。
- 3 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙は次の定めに従う。
 - (1) 物件が修復可能な場合には、乙は、甲が第8条第2項の規定に従って物件を修繕し修復するか、取替えをした場合に限って、保険金相当額を甲に支払う。
 - (2) 物件が滅失し、または毀損して修復不可能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金額を限度として、物件に係る第10条の債務の弁済を免れる。

(契約期間満了後の所有権等)

第12条 物件の借入期間が満了したときは、乙は甲に対して当該物件を現状有姿にて無償譲渡するものとする。

2 乙が物件を甲に無償譲渡する際には、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律その他関係法令に従い物件の製造販売業者に通知し、当該製造販売業者の指示を遵守するものとする。また、当該指示により物件について検査、調整等が必要となる場合には、甲がその費用の全てを負担するものとする。

(契約の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し書面により契約内容の変更を求めることができる。この場合における変更内容は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第7条、第17条又は第20条の規定に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求

め、乙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額総額の10分の1を甲に支払わなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に支払わなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等、乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について公正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定に関わらず、乙の責めに帰すべき事由により契約が履行できなくなった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に契約が履行できなくなった日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約期間全体の契約金額総額に年3.0%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲が第20条の規定に違反したとき。
- (2) 甲が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。

2 甲は、第1項の規定により契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(談合による損害賠償)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第14条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約期間全体の契約金額総額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りで

ない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後についても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲はその超過分に対して賠償を請求できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（その他の損害賠償）

第18条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約の履行に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第19条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（個人情報の取扱い）

第20条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 甲は、乙が故意又は重大な過失により前項に違反し、本学の信頼性を著しく低下させたと認めるときは、乙に対して損害賠償の請求を行うことができる。なお、損害賠償の請求額は、甲が負担した額とする。

（協議）

第21条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の履行について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む）に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 福島県福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学
理事長 鈴木 弘行

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。